

2019年10月1日

お客様各位

広島みどり信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、金融庁が2018年2月公表の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、以下の規定を2019年11月1日より改定いたします。

規定改定後は、お客様との新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お取引の目的等やお客様に関する情報を窓口や郵便等によりご確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示やご提出をお願いする場合があります。

当金庫が求める情報や資料等のご提出について、適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限させていただく場合があります。また、当金庫が確認した情報やご提出の資料等の内容によっては、お取引を制限させていただく場合があります。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

1. 改定日

2019年11月1日

2. 対象となる預金規定等

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、定期性総合口座取引規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、当座勘定規定、定期積金規定、定期預金規定集、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定

3. 主な改定内容

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定について、以下の下線部分の条項を新設・追加します。普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

1 3. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部また

は一部を制限することがあります。

(4) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(5) 前記(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

(1) (省略)

(2) ①～③ (省略)

④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第13条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

⑤ 第13条第1項、第3項および第4項でのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

(3)～(5) (省略)

※普通預金(無利息型普通預金を含む)規定についての詳細な新旧対照表は[こちら](#)をご覧ください。

以上